

三島市小規模特認校制度に関する実施要領

(令和3年8月17日)

1 小規模特認校制度の目的

三島市における小中学校の児童生徒の就学すべき学校は、三島市立小学校及び中学校の通学区域を定める規則(平成7年3月31日教委規則第8号)において、その居住地により定められている。

一方、豊かな自然環境のもとで小規模校の特色ある教育活動に触れ、他校では得難い体験をする中で、広い視野を持つ人間に育てたいと考える保護者もいる。

三島市教育委員会では、このような要望に応えるべく、希望する児童・保護者に対し指定した小学校に一定の条件のもと市内全域からの就学を認めるものとする。

2 小規模特認校となる学校

坂小学校 市山新田 163 番地の 2

3 就学の条件

- (1) 児童は、三島市に在住する者(坂小学校の通学区域に居住する児童を除く。) であること。
- (2) 保護者は、通学方法や通学途上の児童の安全確保について責任を持つこと。
- (3) 保護者は、PTA活動、その他学校の教育活動に賛同し、協力すること。
- (4) 児童が就学をする日は、原則として4月1日とし、卒業までの在学とすること。
- (5) 児童は、通常学級のカリキュラムのもとで学ぶこと。
- (6) 児童は、小学校卒業後、原則として居住地の中学校に進学すること。

4 就学までの流れ

- (1) 保護者は、教育委員会学校教育課に連絡・相談し、特認校制度の要件について説明を受ける。
- (2) 保護者及び児童は、坂小学校校長の面談を受ける。
- (3) 教育委員会は、その児童の入学・転学が適当であるかどうか面談等により、判断する。
- (4) 保護者は、就学指定校変更申し立て書及び添付書類を教育委員会学校教育課に提出する。